

高田地区、鳩崎地区地域計画区域内で行う営農型太陽光発電に対する
パブリックコメントの実施結果について

1 実施結果

公 募 期 間	令和8年10月13日（火） ～ 令和8年10月19日（月）
公 募 方 法	高田地区及び鳩崎地区地域計画区域内で行う営農型太陽光発電の概要を市ホームページ及び稲敷市役所2階農政課窓口、稲敷市役所東支所、新利根公民館、桜川公民館の4か所に置いて閲覧。 指定の意見応募様式に意見を記入していただき、郵送、ファックス、メール、各閲覧場所のポストに投函の4つの方法で意見応募様式を回収した。
意 見 提 出 者	1 名
意 見 件 数	1 件

2 提出された意見とその意見に対する考え方

番号	提出された意見	意見に対する考え方
①	地域計画区域は、将来の農地利用や担い手を見据えて位置付けられた重要な区域であり、発電設備の導入は営農継続に支障がないことを十分に確認した上で行うべきです。 特に、太陽光パネルの下で営農では作物の収量や品質が長期間安定して保てるか不安であり、設備の老朽化、強風や大雨による破損、将来の撤去や廃棄費用の負担まで含めて、地域にしわ寄せが生じない仕組みが必要です。今後は導入を拡大していくことだけを前提にするのではなく、一度立ち止まって制度や運用を見直し、本当に地域農業と両立できるのかを丁寧に確認することも必要ではないかと思います。 また、農業を基盤とする稲敷市だからこそ、国の方針をそのまま進めるのではなく、地域の実情に照らして、本当に農地と営農を守れるのかという観点から主体的に判断していただきたいです。 家から近い地域のことであり、将来にわたって農地や周辺環境にどのような影響が出るのか不安を感じています。	営農型太陽光発電設備を農地に設置するためには農地法による許可を得る必要があります、設備下部の農地での営農の適切な継続が確実か、毎年の栽培実績及び収支報告が適切に行われるかなどの農地法に定められた基準を満たす場合でなければ許可を得ることはできません。また、営農型太陽光発電設備下部での営農については、営農者が毎年農業委員会へ農作物の生産に係る状況報告を書面で提出し、定期的に報告を行わなければなりません。 今回意見を求めました営農型太陽光発電設備は既に農地法の許可を得て設置されているもので、設置後は毎年定期的に状況報告を提出いただいており、営農状況を把握しております。 今後も営農の適切な継続が行われるよう営農状況を把握し、農地としての機能が維持されるよう努めてまいります。

	その上で、営農型太陽光発電を広げる方向を追うのではなく、従来型の農業でも強みを発揮できるような仕組みづくりを稲敷市から進めていくことの方が、地域の特色を生かした取組として全国的にも注目されるのではないかと考えます。 農地としての機能維持を最優先に、慎重な判断をお願いいたします。	
--	---	--